

さいたま市告示第426号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 県道

路線名	区間	供用開始年月日
新方須賀さいたま線	さいたま市緑区大字南部領辻字ノ切 2602 番 2 地先	令和8年3月14日
	さいたま市見沼区片柳東 18 番地先	

2 道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
I 第 2 8 3 号 線	さいたま市南区太田窪五丁目 1611 番 21 地先	令和8年3月14日
	さいたま市南区太田窪五丁目 1611 番 2 地先	
I 第 4 2 9 号 線	さいたま市南区太田窪五丁目 1613 番 16 地先	令和8年3月14日
	さいたま市南区太田窪五丁目 1609 番 8 地先	
J 第 1 2 3 号 線	さいたま市緑区道祖土四丁目 389 番 3 地先	令和8年3月14日
	さいたま市緑区道祖土四丁目 392 番 3 地先	
J 第 5 0 4 号 線	さいたま市緑区道祖土四丁目 389 番 1 地先	令和8年3月14日
	さいたま市緑区道祖土四丁目 393 番 5 地先	
2 2 6 2 1 号 線	さいたま市見沼区染谷二丁目 46 番 1 地先	令和8年3月14日
	さいたま市見沼区染谷二丁目 135 番地先	
3 1 8 8 2 号 線	さいたま市西区大字指扇字鎮守 2684 番 5 地先	令和8年3月14日
	さいたま市西区大字指扇字鎮守 2681 番 5 地先	
3 1 8 8 2 号 線	さいたま市西区大字指扇字赤羽根 2511 番 12 地先	令和8年3月14日
	さいたま市西区大字指扇字鎮守 2684 番 21 地先	
3 2 9 7 9 号 線	さいたま市西区三橋六丁目 1879 番 3 地先	令和8年3月14日
	さいたま市西区三橋六丁目 1876 番 5 地先	
3 2 9 8 0 号 線	さいたま市西区大字指扇字下郷 1839 番 4 地先	令和8年3月14日
	さいたま市西区大字指扇字下郷 1835 番 12 地先	
3 3 6 9 号 線	さいたま市岩槻区大字横根字池組 385 番 1 地先	令和8年3月14日
	さいたま市岩槻区大字横根字池組 395 番 1 地先	

4 5 1 2 号 線	さいたま市岩槻区府内二丁目 41 番 8 地先	令和 8 年 3 月 14 日
	さいたま市岩槻区府内二丁目 41 番 6 地先	
6 7 5 7 号 線	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎字谷下 2321 番地先	令和 8 年 3 月 14 日
	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎字谷下 655 番 2 地先	